（保険業法施行規則の一部改正）

**第十二条**　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八条の四」を「第五十八条の五」に改める。

第一条の三第一項中「第百七条第八項」を「第百七条第九項」に改め、「第五十八条の三第三項」の下に「、第五十八条の五第二項」を加え、同項第四号中「受けた株式又は持分」を「受けたもの」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「、議決権」を「及び議決権」に改め、「及び当該株式又は持分を所有することとなった日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「、議決権」を「及び議決権」に改め、「及び当該株式又は持分を所有することとなった日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条（損失の補てん等を行う旨の信託契約の締結）の規定により元本の補塡又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式又は持分（当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。）

第一条の三第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

第六条第一項中第十二号を第十三号とし、同項第十一号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　会計監査人の履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）

第十九条第一項第六号中「（昭和十八年法律第四十三号）」を削る。

第五十二条の十三の十六第一項中「第三十七条第一項各号」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第五十三条第一項第十一号イ中「厚生年金基金が、厚生年金基金令」を「存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第八十三条第一号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号（定義）に規定する存続厚生年金基金をいう。以下この号及び第八十三条第一号イにおいて同じ。）が、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項（存続厚生年金基金に関する読替え等）の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条（厚生年金基金令の廃止）の規定による廃止前の厚生年金基金令」に、「当該厚生年金基金」を「当該存続厚生年金基金」に改め、同号ロ中「厚生年金基金から厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）」を「存続厚生年金基金から平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条（厚生年金保険法の一部改正）の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。第八十三条第一号において「改正前厚生年金保険法」という。）」に、「当該厚生年金基金」を「当該存続厚生年金基金」に改め、同号ハ中「厚生年金基金」を「存続厚生年金基金」に改める。

第五十六条第五項中「株式会社とする」を「会社とする」に改め、同項第一号中「中小企業の」を「中小企業者（中小企業の」に改め、「規定する中小企業者」の下に「をいう。以下この項において同じ。）」を、「設立の日」の下に「又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であって、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日」を加え、同項第五号を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する」を削り、「設立の日」の下に「又は新事業活動の開始の日」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　中小企業者であって、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であって、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

第五十六条第五項第六号中「第二条第三号（定義）に規定する再生計画につき同法」を「第百七十四条第一項（再生計画の認可又は不認可の決定）」に改め、同項第七号中「第二条第二項（定義）に規定する更生計画につき同法」を「第百九十九条第一項（更生計画認可の要件等）」に改め、同項第九号中「第十九条第四項」の下に「（支援決定）」を加え、同項第十号中「第五十九条第一項」の下に「（産業競争力強化法との関係）」を加え、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項（事業再編計画の認定）若しくは第二十六条第一項（特定事業再編計画の認定）の認定を受けている会社又は同法第百二十一条第一項（中小企業承継事業再生計画の認定）の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社

第五十六条第六項中「株式会社」を「会社」に、「議決権を保険会社又は」を「議決権を保険会社若しくは」に、「）により第五十七条第一項第一号又は第二号」を「）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号又は第二号」を「、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号」に、「又はその子会社により第五十七条第一項第一号又は第二号」を「若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号」に改め、同条第七項中「前二項に規定する」を「次の各号に掲げる」に、「及び第五十八条の二第一項第九号及び第五十八条の五第一項」に、「その取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日。」を「当該各号に規定する日（」に、「総株主」を「総株主等」に改め、同項に次の各号を加える。

一　新規事業分野開拓会社（第五項第一号から第三号まで及び第五号に規定する会社並びにこれらの会社のほか、会社であって、その議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項第一号から第三号まで及び第五号に規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）をいう。）　その議決権の取得の日から十五年を経過する日